

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

令和6年4月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防訪問入浴介護費
 - 2 介護予防訪問看護費
 - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 4 介護予防居宅療養管理指導費
 - 5 介護予防通所リハビリテーション費
 - 6 介護予防短期入所生活介護費
 - 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ ~~削除~~
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
 - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
 - 介護予防支援費

1 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 要請者使用の介護 費未算減算	注 業務経費計画未算 減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、浴拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に居 る小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	0回につき 856単位	-1/100	-1/100	× 95/100	× 90/100	事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90/100 事業所と同一建物の利用者 が利用者20人以上にサービ スを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
ロ 初回加算	0回につき + 200単位								
ハ 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算 Ⅰ 0日につき + 3単位 ② 認知症専門ケア加算 Ⅱ 0日につき + 4単位								
ニ サービス提供体制強化 加算	① サービス提供体制強化加算 Ⅰ 0回につき + 44単位 ② サービス提供体制強化加算 Ⅱ 0回につき + 38単位 ③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ 0回につき + 12単位								
ホ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 Ⅰ 【月につき + 所定単位数 × 58 / 1000】 ② 介護職員処遇改善加算 Ⅱ 【月につき + 所定単位数 × 42 / 1000】 ③ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ 【月につき + 所定単位数 × 23 / 1000】					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
ヘ 介護職員等特定処遇 改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ 【月につき + 所定単位数 × 21 / 1000】 ② 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ 【月につき + 所定単位数 × 15 / 1000】					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	【月につき + 所定単位数 × 11 / 1000】					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

注：特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務経費計画未算減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
 -○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	① 20分未満 週1日以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行う場合(算定可能)	×90/100	夜間又は休日の場合 +25/100	30分未満の場合 +25単位	30分未満の場合 +20単位	+300単位	事業所(同一建物)の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +374単位	1日につき +500単位 又は +250単位
	② 30分未満											
	③ 30分以上 1時間未満											
	④ 1時間以上 1時間30分未満											
	⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は450/100											
ロ 病院又は診療所の場合	① 20分未満 週1日以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行う場合(算定可能)	×90/100	夜間又は休日の場合 +50/100	30分未満の場合 +40単位	30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所(同一建物)の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100				1日につき +315単位	
	② 30分未満											
	③ 30分以上 1時間未満											
	④ 1時間以上 1時間30分未満											
ハ 初回加算		0月につき +300単位										
ニ 2週以内月回訪問加算		0月につき +600単位										
ホ 看護体制強化加算		0月につき +100単位										
ヘ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(ア)	0月につき +6単位										
	② サービス提供体制強化加算(イ)	0月につき +3単位										

： 特別地域(介護予防訪問看護加算)、中山間地域等における小規模事業所加算)、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算)、緊急時介護予防訪問看護加算)、特別管理加算)及びサービス提供体制強化加算)は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所(同一建物)の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合)を適用する場合は、支給限度額管理の算定の額、当該算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所(同一建物)の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位	-3単位	
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								
ロ 事業所(同一建物)		0月につき 120単位を超過							
ハ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(ア)	0月につき +6単位							
	② サービス提供体制強化加算(イ)	0月につき +3単位							

： 特別地域(介護予防訪問リハビリテーション加算)、中山間地域等における小規模事業所加算)、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算)及びサービス提供体制強化加算)は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所(同一建物)の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合)を適用する場合は、支給限度額管理の算定の額、当該算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別に介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 甲100円加算等 加算 甲100円加算等 加算	注 甲100円加算等 加算 甲100円加算等 加算
イ 医師が行う場合 自20名超規模	① 介護予防居宅療養 管理指導費Ⅰ) (②以外)	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 614単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 486単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 445単位			
	②	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 298単位			
	イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 286単位				
	ウ) ①及び②以外の場合 297単位				
ロ 医師が同行する場合 自20名超規模	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 616単位		+15/100	+10/100	+5/100
	② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 488単位				
	③ ①及び②以外の場合 447単位				
ハ 薬剤師が行う場合	① 病室又は診療所の 薬剤師が行う場合 自20名超規模	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 665単位	注 特別に委託の業務が行われて、在宅での 療養が困難な状態にある患者等に対して、当該業務の 実施に必要となる必要な業務 的マネジメントを行う場合 +100単位		
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 416単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 379単位			
	② 薬局の薬剤師の場合 自20名超規模	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 617単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 478単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 341単位			
		四) 前記①②③以外で行う場合 自10名超規模 439単位			
ニ 薬剤師が 単独で行う場合 自20名超規模	① 当該市町村で在宅療養指導 業務を行っている薬剤 師が単独で行った場合	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 644単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 486単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 443単位			
	② 当該市町村で在宅療養指導 業務を行っている薬剤 師が単独で行った場合	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 624単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 466単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 423単位			
ホ 薬剤師1名 が行う場合 自10名超規模	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 618単位				
	② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 425単位				
	③ ①及び②以外の場合 429単位				

* ハ ① ア) イ) ウ) について、がん末期の患者及び心臓病末期患者等については、週2回かつ月8回を標準とする。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士・言語聴覚士、看護 介護職員の員数が基準を満たさない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内につき+562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算 (月につき 225単位を加算)									
ハ 栄養アセスメント加算 (月につき 50単位を加算)									
ニ 栄養改善加算 (月につき 200単位を加算)									
ホ 口腔 栄養スクリーニング加算	① 口腔 栄養スクリーニング加算 Ⅰ) (月につき 20単位を加算 6月に1回を限度)								
	② 口腔 栄養スクリーニング加算 Ⅱ) (月につき 5単位を加算 6月に1回を限度)								
ヘ 口腔機能向上加算	① 口腔機能向上加算 Ⅰ) (月につき 150単位を加算)								
	② 口腔機能向上加算 Ⅱ) (月につき 160単位を加算)								
ト 選択的サービス複数実施加算	① 選択的サービス複数実施加算 Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (月につき 480単位を加算)							
		栄養改善及び口腔機能向上 (月につき 480単位を加算)							
	② 選択的サービス複数実施加算 Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算 (月につき 120単位を加算)									
リ 科学的介護推進体制加算 (月につき 40単位を加算)									
ヌ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 Ⅰ)	要支援1 (月につき 88単位を加算)							
		要支援2 (月につき 176単位を加算)							
	② サービス提供体制強化加算 Ⅱ)	要支援1 (月につき 72単位を加算)							
		要支援2 (月につき 144単位を加算)							
	③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ)	要支援1 (月につき 24単位を加算)							
		要支援2 (月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 Ⅰ) (月につき +所定単位×47/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	② 介護職員処遇改善加算 Ⅱ) (月につき +所定単位×34/1000)								
	③ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ) (月につき +所定単位×19/1000)								
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ) (月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	② 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ) (月につき +所定単位×17/1000)								
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(月につき +所定単位×10/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						

： 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月3日まで算定可能

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （イ）	介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ロ）	介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 （ハ）	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（イ） ＜従来型療養＞ 【基本型】	ケアプラン作成費	ケアプラン作成費											
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ロ） ＜従来型療養＞ 【在宅型】													
c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ハ） ＜多床型＞ 【基本型】													
d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（イ） ＜多床型＞ 【在宅型】													
e 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ロ） ＜多床型＞ 【在宅型】													
f 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ハ） ＜多床型＞ 【在宅型】													
g 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（イ） ＜多床型＞ 【在宅型】													
h 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ロ） ＜多床型＞ 【在宅型】													
i 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ハ） ＜多床型＞ 【在宅型】													
10 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（イ）			×97/100	×70/100	×70/100								
11 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ロ）													
12 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ハ）													
13 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（イ）													
14 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ロ）													
15 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ハ）													
16 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（イ）													
17 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ロ）													
18 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ハ）													
19 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（イ）													
20 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ロ）													
21 ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費（ハ）													

注 特別給費	
注 療養体質特別加算	（イ）療養体質特別加算（イ） 【日につき 27単位加算】 （ロ）療養体質特別加算（ロ） 【日につき 57単位加算】
（3）総合学費加算	利用日に1日1単位に、日につき27単位加算
（4）看護士加算	【日につき 29単位加算】
（5）療養士加算	【日につき 8単位加算】
（6）施設管理費	（イ）施設管理費（イ） 【日につき 29単位加算】 （ロ）施設管理費（ロ） 【日につき 29単位加算】 （ハ）施設管理費（ハ） 【日につき 29単位加算】 （ニ）施設管理費（ニ） 【日につき 29単位加算】
（7）サービス提供体制強化加算	（イ）サービス提供体制強化加算（イ） 【日につき 29単位加算】 （ロ）サービス提供体制強化加算（ロ） 【日につき 29単位加算】 （ハ）サービス提供体制強化加算（ハ） 【日につき 29単位加算】 （ニ）サービス提供体制強化加算（ニ） 【日につき 29単位加算】
（8）介護職員等特定処遇改善加算	（イ）介護職員等特定処遇改善加算（イ） 【日につき 29単位加算】 （ロ）介護職員等特定処遇改善加算（ロ） 【日につき 29単位加算】 （ハ）介護職員等特定処遇改善加算（ハ） 【日につき 29単位加算】 （ニ）介護職員等特定処遇改善加算（ニ） 【日につき 29単位加算】
（9）介護職員等特定処遇改善加算	（イ）介護職員等特定処遇改善加算（イ） 【日につき 29単位加算】 （ロ）介護職員等特定処遇改善加算（ロ） 【日につき 29単位加算】 （ハ）介護職員等特定処遇改善加算（ハ） 【日につき 29単位加算】 （ニ）介護職員等特定処遇改善加算（ニ） 【日につき 29単位加算】
（10）介護職員等特定処遇改善加算	（イ）介護職員等特定処遇改善加算（イ） 【日につき 29単位加算】 （ロ）介護職員等特定処遇改善加算（ロ） 【日につき 29単位加算】 （ハ）介護職員等特定処遇改善加算（ハ） 【日につき 29単位加算】 （ニ）介護職員等特定処遇改善加算（ニ） 【日につき 29単位加算】
（11）介護職員等特定処遇改善加算	（イ）介護職員等特定処遇改善加算（イ） 【日につき 29単位加算】 （ロ）介護職員等特定処遇改善加算（ロ） 【日につき 29単位加算】 （ハ）介護職員等特定処遇改善加算（ハ） 【日につき 29単位加算】 （ニ）介護職員等特定処遇改善加算（ニ） 【日につき 29単位加算】
（12）介護職員等特定処遇改善加算	（イ）介護職員等特定処遇改善加算（イ） 【日につき 29単位加算】 （ロ）介護職員等特定処遇改善加算（ロ） 【日につき 29単位加算】 （ハ）介護職員等特定処遇改善加算（ハ） 【日につき 29単位加算】 （ニ）介護職員等特定処遇改善加算（ニ） 【日につき 29単位加算】
（13）介護職員等特定処遇改善加算	（イ）介護職員等特定処遇改善加算（イ） 【日につき 29単位加算】 （ロ）介護職員等特定処遇改善加算（ロ） 【日につき 29単位加算】 （ハ）介護職員等特定処遇改善加算（ハ） 【日につき 29単位加算】 （ニ）介護職員等特定処遇改善加算（ニ） 【日につき 29単位加算】
（14）介護職員等特定処遇改善加算	（イ）介護職員等特定処遇改善加算（イ） 【日につき 29単位加算】 （ロ）介護職員等特定処遇改善加算（ロ） 【日につき 29単位加算】 （ハ）介護職員等特定処遇改善加算（ハ） 【日につき 29単位加算】 （ニ）介護職員等特定処遇改善加算（ニ） 【日につき 29単位加算】

注 特別給費とは緊急事態対応費、併せ及び提供体制強化加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等スペース等支援加算は、支給制度簡便化の対象外の特定項目

注 身体介護費は介護職員等特定処遇改善加算（イ）に1日1単位加算

注 業務時間外業務費は介護職員等特定処遇改善加算（イ）に1日1単位加算

注 介護職員等特定処遇改善加算（イ）は介護職員等特定処遇改善加算（イ）に1日1単位加算

注 介護職員等特定処遇改善加算（ロ）は介護職員等特定処遇改善加算（ロ）に1日1単位加算

注 介護職員等特定処遇改善加算（ハ）は介護職員等特定処遇改善加算（ハ）に1日1単位加算

注 介護職員等特定処遇改善加算（ニ）は介護職員等特定処遇改善加算（ニ）に1日1単位加算

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

項目	基本部分											介護保険適用外				介護保険適用内				介護費用		施設費		事務費		その他														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37			
1. 療養介護費	(ア) 短期療養介護の短期入所療養介護費 (イ) 療養介護の短期入所療養介護費	a 療養介護の短期入所療養介護費	療養介護の短期入所療養介護費																																					
		療養介護の短期入所療養介護費	療養介護の短期入所療養介護費																																					

12. 療養介護費	13. 療養介護費	14. 療養介護費	15. 療養介護費	16. 療養介護費	17. 療養介護費	18. 療養介護費	19. 療養介護費	20. 療養介護費	21. 療養介護費	22. 療養介護費	23. 療養介護費	24. 療養介護費	25. 療養介護費	26. 療養介護費	27. 療養介護費	28. 療養介護費	29. 療養介護費	30. 療養介護費	31. 療養介護費	32. 療養介護費	33. 療養介護費	34. 療養介護費	35. 療養介護費	36. 療養介護費	37. 療養介護費	38. 療養介護費	39. 療養介護費	40. 療養介護費	41. 療養介護費	42. 療養介護費	43. 療養介護費	44. 療養介護費	45. 療養介護費	46. 療養介護費	47. 療養介護費	48. 療養介護費	49. 療養介護費	50. 療養介護費
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

※ 施設の利用人数等については、当該施設の利用人数に、当該施設の利用人数の1/2を乗じた人数を算入するものとする。なお、当該施設の利用人数は、当該施設の利用人数の1/2を乗じた人数を算入するものとする。

※ 施設の収入を算出する場合には、当該施設の利用人数に、当該施設の利用人数の1/2を乗じた人数を算入するものとする。なお、当該施設の利用人数は、当該施設の利用人数の1/2を乗じた人数を算入するものとする。

※ 施設の収入を算出する場合には、当該施設の利用人数に、当該施設の利用人数の1/2を乗じた人数を算入するものとする。なお、当該施設の利用人数は、当該施設の利用人数の1/2を乗じた人数を算入するものとする。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
① 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(-) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1) 看護<6:30> 介護<6:30>	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	× 70 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	診療所設備基 準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (666 単位)										
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (550 単位)									
		要支援2 (693 単位)										
		c 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (540 単位)									
		要支援2 (684 単位)										
		d 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 (580 単位)									
		要支援2 (747 単位)										
		e 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (620 単位)									
		要支援2 (780 単位)										
	f 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位)										
	要支援2 (708 単位)											
	(-) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1) 看護 介護 <3:30>	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 (471 単位)									
		要支援2 (588 単位)										
b 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <多床室>		要支援1 (537 単位)										
要支援2 (678 単位)												
② エニッ 診療所介護 予防短期入 所療養介護 費 (1日につき)	(-) エニッ型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <ユニット個室>	要支援1 (610 単位)	× 97 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	診療所設備基 準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
		要支援2 (775 単位)										
	(-) エニッ型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A> <ユニット個室>	要支援1 (643 単位)										
		要支援2 (804 単位)										
	(-) エニッ型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B> <ユニット個室>	要支援1 (634 単位)										
		要支援2 (793 単位)										
	(-) 経過的ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <ユニット個室的多床室>	要支援1 (616 単位)										
		要支援2 (774 単位)										
	(-) 経過的ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A> <ユニット個室的多床室>	要支援1 (643 単位)										
		要支援2 (804 単位)										
(-) 経過的ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B> <ユニット個室的多床室>	要支援1 (634 単位)											
	要支援2 (793 単位)											
③ 1日経過後強化加算 (1日につき +50単位 (1日に1回を限度))												
④ 療養食加算 (1日につき 8単位を加算 (1日に3回を限度))												
⑤ 認知症専門ケア加算	(-) 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 3単位を加算)											
	(-) 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 4単位を加算)											
⑥ 特定診療費												
⑦ 生産性向上推進体制加算	(-) 生産性向上推進体制加算 (1) (1日につき 100単位を加算)											
	(-) 生産性向上推進体制加算 (1) (1日につき 10単位を加算)											
⑧ サービス提供体制強化加算	(-) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 22単位を加算)											
	(-) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 18単位を加算)											
	(-) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 6単位を加算)											
⑨ 介護職員処遇改善加算	(-) 介護職員処遇改善加算 (1) (月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、①から⑧までにより算定した単位数の合計										
	(-) 介護職員処遇改善加算 (1) (月につき +所定単位×19/1000)											
	(-) 介護職員処遇改善加算 (1) (月につき +所定単位×10/1000)											
⑩ 介護職員等特定処遇改善加算	(-) 介護職員等特定処遇改善加算 (1) (1日につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、①から⑧までにより算定した単位数の合計										
	(-) 介護職員等特定処遇改善加算 (1) (月につき +所定単位×11/1000)											
⑪ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1日につき +所定単位×5/1000)	注 所定単位は、①から⑧までにより算定した単位数の合計											

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 身体拘束禁止未実施加算については令和7年7月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定加算については、感染症の予防及び発生延の防止のためその指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っていない場合は、令和7年3月31日までの加算適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (月につき)	①介護予防支援費(Ⅰ) 地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	= 1/100	= 1/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
	②介護予防支援費(Ⅰ) 指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)						
ハ 委託連携加算 (①)を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。